

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
職員の員数等の基準を定める条例の一部改正について

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員
数等の基準を定める条例（平成27年燕市条例第7号）の一部を次のように
改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
職員の員数等の基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準を定める条例(平成27年燕市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第3条第1項中「次条」を「次条第1項」に改め、「ことにより、」の次に「介護保険の」を、「導き、」の次に「介護保険の」を加え、同条第2項中「第140条の66第4号」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、同項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、同項第1号及び第2号中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちか

ら2人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部改正)
- 2 燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(平成27年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。